

企業のブランド戦略の多様化を支援することを目的として、昨年、商標法が改正され、従来の文字や図形に加え、5タイプの新しい商標の登録が可能になりました。申請受付開始から、これまでに1,000件を超える登録が受け付けられ、順次、審査が進められています。平成27年10月7日の公表によれば43件の登録査定がありました。

新しいタイプの商標は、言語を超えたブランド発信手段として、企業のブランド戦略に大きな役割を果たすことが期待されると経済産業省のウェブサイトにもあります。

本号では、この「新しい商標」とパッケージデザインとの関わりは、どのようなところにあるのかに焦点を当て、事例と共に具体的に解説していただきます。

●活動報告では、委員会内部勉強会の2回目として「新しい商標」をテーマに選び、そのレポートをしています。

●Vol.75でお知らせしました【日本弁理士会・意匠委員会主催の参加費無料「意匠活用セミナー」】について、広島会場（2/19）への応募が無かったため、広島での開催中止が決定されました。次の日本弁理士会のHPでも公表されましたので、お伝えします。  
[http://www.jpaa.or.jp/activity/seminar\\_support/event/designseminar20160114.pdf](http://www.jpaa.or.jp/activity/seminar_support/event/designseminar20160114.pdf)

（2016年2月15日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

◆このページに限らずVol.1〜これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いします。

● 情報発信

パッケージデザイン保護に新風！「新しい商標」

弁理士 松井宏記 レクシア特許法律事務所

1.新しい商標

2015年4月1日から、新しい商標（以下、「新商標」）の商標出願受付が特許庁で始まりました。欧米等でいままでの登録は進んでいましたが、日本もいよいよ導入したということになります。ところで、今回は、「新商標って何?」、「新商標ってパッケージの保護に使えるの?」という、みなさんの素朴な疑問に答えていきたいと思います。

新商標とは、「音」「色彩」「位置」「動き」「ホログラム」があります。商標法改正との関係で、それぞれの新商標は、以下のような内容と導入方法になっています。（資料1）。

【資料1】

新商標の種類

第2条(定義等)  
 1.この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音、その他法令で定めるもの(以下、「標章」という。)であつて、次のものをいふ。

種類	内容	導入方法
音商標	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標（例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパロディの起音音など）	条文(定義)
色彩のみからなる商標	単色又は複数の色彩の組み合わせからなる商標（これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標）（例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など）	条文(定義)
位置商標	図形等の商標であつて、商品等に付す位置が特定される商標	出願方法整備
動き商標	文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標（例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など）	出願方法整備
ホログラム商標	文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標（見る角度によって変化する文字や図形など）	出願方法整備

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 2

このうち、パッケージの保護に関係してくるのは、主に「色彩」と「位置」と思われますので、これらについて解説します。

2.色彩商標

色彩商標とは、単色または複数の色彩の組み合わせの商標です。単色一色の商標も口口に色を付けることはできませんが、形のない色を登録することはできません。新商標の色彩商標では、「単色（一色）」または「複色」のみを登録して保護することができます。

そこで、欧米での登録事例や、日本での出願事例を見てみましょう。

ヨーロッパにおいて、以下のような単色商標の事例があります（資料2）。黄色一色の商標で、指定商品は「第16類 Self-stick note」他です。これは付箋紙の色彩についての商標と思えます。また、黄色色についてはPantoneの色番号で指定されています。付箋紙について指定の色番号の黄色を独占するための商標登録ということになります。

【資料2】

色彩商標【単色】

CTM002550457  
 16 Self-stick notesほか  
 3M Company

使用状態

The mark consists of the colour Canary Yellow, shown in the attached representation of the mark as applied to the entire surface of the goods covered by the specification. The standard values (coordinates in the colour space) for the mark are as follows: L\* = 93.72, a\* = 12.26 and b\* = 18.43. The colour information in the Pantone Colour Matching System\* that come closest to these specific coordinates in the colour space are Pantone® No. 100 at 65% tint, Pantone® No. 602 at 100% tint, Pantone® No. 103 at 50% tint, and Pantone® No. 100 at 60% tint.

http://leg.dtm.com/usa/usa/20160201/001/legpnt-computer-independent-identification-of-us-wants-pant-100.html

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 5

欧米での複数色の商標について、以下のような事例があります。（資料3）。

【資料3】

色彩商標【位置特定ありと無し・複数色】

US 3132124

IC 012 :Agricultural and lawn and garden tractors, golf course mowing vehicles and utility vehicles.

Description of the mark: The color(s) Green and yellow, is/are claimed as a feature of the mark. The mark consists of the colors of a green vehicle with a yellow seat. The broken lines are not claimed as part of the mark, but show where the colors are used on the product.

CTM 000063289

7: Attached, pushed or self-propelled agricultural and forestry machines.  
 12: Self-propelled agricultural and forestry machines, in particular farm tractors, small tractors, lawn tractors, and trailers.

Description of the mark: The vehicle body is green, the wheels are yellow.

Indication of colour: Green: Munsell 9.47 GY3.57/7.45; Yellow: Munsell 5.06 Y7.63/10.66

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 7

農業用・ガーデン用トラクターに関する色彩商標です。左のアメリカ商標登録では、座席が黄色、ボディが緑色のトラクターという権利になっています。トラクターの形状は破線で描かれており、形状自体は権利を要求していません。権利が要求されるのは、「座席が黄色、ボディが緑色」のトラクターということです。右のヨーロッパ商標登録は、同様の商品において、「ボディが緑色、車輪が黄色」を権利としています。また、各緑色や黄色についてはマンセル表色系で番号を指定しています。

以下の事例は、ノンアルコール飲料のパッケージのヨーロッパでの登録例です。（資料4）。

【資料4】

色彩商標 意義

位置特定なし、複数色商標 参考例

CTM004381471  
 32 ノンアルコール飲料ほか

Protection is claimed for the colours blue (Pantone 2747 C) and silver (Pantone 877 C) juxtaposed as shown in the representation of the colour mark specified for. The ratio of the colours is approximately 50%:50%.

http://energygrid1.redbull.com/red-bull-energy-drink

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 8

青色と銀色の複数色を登録しています。各色についてはPantoneの色番号を指定しています。このように、缶の形状を特定せず、色彩の組み合わせと色番号で商標権が発生しています。

日本でも、上記で紹介したような方法で色彩商標の登録が可能です。パッケージの色彩は共通しているが表面に付けられているロゴや文字が違っているために、今までは権利行使できなかったような場合でも、人を惹きつける色彩が共通していればロゴや文字が違ってても権利行使できる可能性がありますので、パッケージ保護には強力なツールと言えます。

しかし、色彩商標を登録するにあたっては、大きなハードルがあります。それは、その色彩を見ただけで、どの会社の色彩か、多くの日本国民が認識できる必要があるということです。具体的には、色彩は、本来的には自他商品識別力が無いと取り扱われていますので、今までの使用実績を主要立証することによって、出願された色彩が、その商品サービス分野で、日本全国の需要者に、どの会社の色彩かを認識されていることを、特許庁に認めってもらう必要があるのです。この著名性のレベルは特許庁の審査条例が1年以上に多く、まだ明確ではないですが、かなり高度な著名性が求められると考えられます。2015年1月に多数の色彩商標が出願されましたが、2016年1月の時点において日本で登録されている色彩商標はまだありません。

日本で出願中の色彩商標には、以下のようなものがあります。（資料5および6）。

【資料5】

色商標

日本での出願

商標2015-29831

5 貼付剤

久光製薬株式会社

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 10

【資料6】

色商標

日本での出願

商標2015-30413

36 預金の受入れ(債券の発行により代える場合を含む。)及び定期預金の受入れ他

株式会社三井住友銀行

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 10

日本の特許庁では、色彩商標の出願に関して、以下のような出願方法を審査基準で例示しています（資料7-1、7-2）。資料7のように、色彩が付けられる場所のみを特定し、形状を特定せずに出願することができます。また、場所を特定せず色彩のみで出願することもできます。

①商標見本、②商標の詳細な説明、③指定商品または指定役務、を記載して出願することになります。

【資料7-1】

色彩商標 特定 審査基準

【商標の詳細な説明】  
 商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:#E55,00,80)のみからなるものである。

【商標の詳細な説明】  
 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、色彩の組合せによるものであり、色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:#E55,00,80)、青色(RGBの組合せ:#0,00,8255)、黄色(RGBの組合せ:#E255,0,80)とする構成からなる。なお、ゴルフバッグのペルトの部分以外の破線は、商品の形状の一部を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【第8類】  
 【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 10

【資料7-2】

色彩商標 特定 審査基準

【商標の詳細な説明】  
 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、色彩のみからなるものであり、色2つの部分(赤色(RGBの組合せ:#E55,00,80)と黄色(RGBの組合せ:#E255,0,80))とする構成からなる。なお、包丁の柄の部分の破線及び包丁の刃の部分の破線は、商品の形状の一部を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【第8類】  
 【指定商品(指定役務)】包丁

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 10

※色彩商標の色彩の特定は、(1) 色彩名、(2) 三原色（RGB）の配合率、または、色見本帳の番号、(3) 色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等で成されます。

3.位置商標

位置商標もパッケージ保護には有効です。位置商標とは、図形等が商品等に付される位置が特定される商標です。文字では分かりづらいので、欧米での登録例を見てみましょう。

以下の資料8は、左側がボトルの首部にある上下矢印の部分商標として権利がある部分です。

【資料8】

位置商標

CTM005189683  
 Class 33Alcoholic beverages (except beers).

Description  
 Trademark of a rhomboidal position-figure.

CTM010738045 Class 18, 18.  
 The trademark is a position mark, which consists of five equally sized squares, which are in a line and are arranged on the shoe at an equal distance apart from one another. The squares are arranged on the top side of the shoe, in the area between the laces and the sole. The dashed outline of the shoe only indicates the position of the squares and does not form part of the trademark.

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 18

「ボトルにおいて首部に実線で示したような上下矢印がある商標」とでもいましょうか。ボトルの形状は破線ですの5関係ありません。上下矢印の位置と形状が商標の要部と思われず。また、資料8右側は靴の横に5個黒色四角が略等間隔で並んでいると商標です。黒色四角の位置と形状が商標の要部と思われず。

資料9は、容器の蓋周囲に設けられた模様商標です。

【資料9】

位置商標

US4631802  
 29 hummus and vegetable dips and vegetable spreads, etc.

使用例

The color(s) green (as claimed as a feature of the mark) consists of an asymmetrical striped design on the top and sides of a prepared food container. The design is comprised of alternating shades of green stripes and is visible when the container is viewed from the top or the side. The dashed outline of the container and shape of the container are not part of the mark but are merely intended to show the position of the mark.

http://www.target.com/tyrex-black-bean-hummus-10-oz/-/A46332690p0105en\_1\_1

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 19

「蓋周囲に設けられた」という位置を特定した上で、「ライトグリーンとディープグリーンからなる模様」が特定されています。容器全体の形状は関係ありません。

このように、位置商標では、製品における位置と、その位置に付される形状や模様を特定した上で商標権が取得できます。

その形状や模様自体に特徴があれば（識別力があれば）、その形状や模様自体を通常の商標（図形商標等）で出願することができます。位置商標として特に登録して有意義と思えるのが、特徴（識別力）が無さそうな形状や模様を製品の特定の位置に付けることで、特定の会社を認識できるという特徴を有している場合があります。

例えば、日本では以下のような出願例（資料10）と登録例（資料11）があります。

【資料10】

位置商標（日本での出願例）

商標2015-029959

30 マヨネーズソース

キユーピー株式会社

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 25

【資料11】

位置商標（日本での登録例）

登録5804314

3 化粧品、せっけん類、歯磨き、香料、薫料

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、商品の包装用容器の本体側面の上半部に付された赤色の図形からなる。なお、破線は、商品の包装用容器の形状の一部を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved 28

位置商標の出願も、今後の登録例を見ていくことによって、実務上の取り扱いが明確になっていくものと思われず。

4.日本での新商標の出願状況全般

2015年4月14日に、日本での新商標の公開商標公報が初めて発行されました。各社の出願を見ることができますので、参考になると思います。  
<http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150414001/20150414001.pdf>

2015年10月27日には、日本での新商標の初めての審査結果が発表されています。色彩商標はまだ登録査定が出たものは無し。位置商標は件の登録査定があります。  
 経済産業省「新しいタイプの商標について初めての審査結果を公表します」  
<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151027004/20151027004.pdf>

特許庁ウェブサイト「新しいタイプの商標の保護制度について」  
[https://www.jpco.go.jp/seido/s\\_shouhyou/new\\_shouhyou.htm](https://www.jpco.go.jp/seido/s_shouhyou/new_shouhyou.htm)

新規なパッケージデザインについては、今後は、まずは意匠出願を検討すべきだと思います。しかし、既に新規性を失っていて（公開や販売がされていて）、意匠権が取れないデザインについては、新商標を用いた商標権の取得を検討してはいかがでしょうか。

● 活動報告

委員会内部勉強会 「新しい商標ってどんなもの?」

2016年1月14日(木)18:30~20:00 於:(株)NICK会議室 (18:00~の委員会開催後に実施)

報告:JFDAデザイン保護委員会委員/川瀬 満

私は、バブル時代にデザインの仕事をはじめ、マークやロゴタイプなど数多く手掛けてきました。ある日、デザインしたマークが大手メーカーのパッケージデザインに似ていると指摘を受け、大変な目にあった事を覚えています。最近では、オリンピックマークの問題もあり、知財に関する知識は、デザイナーであっても大切であると思っています。

デザイン保護委員会に入って、まだ1年ほどですが、その間に2回の内部勉強会に参加しました。今までの経験の中から、疑問に思っていたことを講師の先生方に気軽に質問できて、とても解りやすい勉強会です。今回は、昨年の4月からスタートした、5つの新しい商標について、松井先生に解説して頂きました。デザイナー目線、解りやすい内容とまとめて頂き、松井先生にはとても感謝しています。今後の仕事に役立てていきたいと思っています。

以上



撮影:デザイン保護委員/山口哲雄

● 委員会ヒトコト通信

質問・意見交換が気軽にできる勉強会

デザイン保護委員会では、委員自身の知財に対する知識の吸収を目的として、委員会内部勉強会を、今号掲載レポートの勉強会と合わせて2回実施しました。これからは不定期になりますが継続していきます。次回からは、内部に留めず委員以外でも興味のある方に参加していただけるよう、テーマが決まりましたら協会メルマガ等でご案内します。また、テーマに対するご提案も随時受け付けます。協会事務局（欄外メールアドレス）までお気軽にご連絡ください。